

緊急事態措置を受けた阿久比町立小中学校の対応

1 学校運営の基本方針

本県が緊急事態宣言の対象に加えられたことを踏まえ、警戒度をこれまでより高めて、感染症対策を更に徹底した上で学校教育活動を継続していく。

2 感染防止対策の徹底

新型コロナウイルスに「感染しない・させない」ためには、児童生徒一人一人が自覚を持って感染防止対策に取り組む必要がある。そのため、改めて、基本的な感染対策を徹底するよう指導を行う。

(1) 登下校

ア 家族も含めた毎日の健康観察を実施し、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合、登校を控えるようにさせる。

イ 家庭での朝の検温、健康観察を実施させる。家庭で実施できなかった場合は、登校時に実施させる。

ウ 同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校を控えるよう保護者に働きかける。

エ 児童生徒の同居家族が濃厚接触者に特定された場合、検査で陰性が判明するまでは、児童生徒本人は登校を控えるようにさせる。

オ 授業後や部活動終了後には、寄り道はしないよう指導し、まっすぐ帰宅させる。

カ 登下校中も含め、校内では、原則マスクを着用するよう指導する。

(参考) 令和3年1月15日付「児童生徒及び教職員等が新型コロナウイルス感染症に罹患された場合の対応の変更について」

(2) 校内における感染対策

ア 昼食等の食事は、対面にならないようにし、会話をしないよう特に指導を徹底する。また、食事後は速やかにマスクを着用するよう指導する。

イ 「3密」と「大声」の回避、こまめな手洗、咳エチケットを徹底するよう指導する。

ウ 教室等の常時換気を実施する。なお、室温の低下による健康被害が生じないよう児童生徒に暖かい服装を心がけるよう指導する。

(3) 教職員の感染対策

ア 教職員も常日頃から上記感染症対策を徹底する。

イ 家族以外との不要不急の会食や20時以降の不要不急の外出をしないよう周知徹底する。

3 教育活動上の対応

(1) 中止とする活動

ア 「感染対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」は行わない。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱（注）及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

（注）合唱に関しては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場
面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月10日 2知
教第1223号 通知）も参照のこと。

イ 修学旅行等の宿泊を伴う行事は中止又は延期する。

（2）学習活動

- ア 身体的距離の確保を優先し、教室等においては、児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保する。
- イ 施設の制約により1メートルの距離が確保できないときは、マスク着用の徹底や十分な換気を行う。
- ウ ペアワーク等を行う場合は、次に留意して実施する。
 - ・ペア等を組む相手は固定する。
 - ・近距離で、対面にならない形で実施し、15分を目安に長時間にならないよう注意する。
 - ・マスクを着用し、必要以上に大きな声を発しないよう指導する。
- エ 体育については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とする。2～3人程度の特定の少人数での活動を行う場合は、十分な距離を空けて行う。
- オ 配慮が必要な生徒に対しては、必要に応じて個別に対応する。
- カ 感染が拡大していることへの不安により、保護者から学校を休ませたいと相談のあった生徒については、緊急事態宣言下であることを鑑み、欠席の扱いとはしないよう柔軟に対応する。

（3）部活動

- ア 緊急事態宣言下での部活動は行わない。

4 緊急事態宣言を受けた令和2年度内の学校の対応

（1）学校関係者以外の外部の方々との接触について

保護者を含めて、外部の方々との接触を伴う活動は行わないことを基本とする。ただし、以下の場合、十分な感染対策を講じた上で行うことも可能とする。

- ア 10人以下の活動（例えば、PTA役員会、評議員会など）

- イ 保護者の参加が必要なもの（例えば、進路決定のための保護者懇談会、入学説明会など）。
- ウ 感染対策を講じた上で、学校長が認めたもの（例えば、講師を招いての校内現職教育、少人数による地域の方に感謝する会など）。
- エ 十分な感染対策を講じた上で、学校長が認める大学の体験活動。
- オ 十分な感染対策の講じた上で、学校長が認める学生ボランティアの参加。ただし、大学の体験活動の中止があるまでとする。

(2) 会議について

- 十分な感染対策を講じた上で、10人以下の会議の実施は認める。

(3) 令和2年度卒業式

- ア 児童生徒による式会場における歌唱は行わない。
- イ 呼びかけ等の児童の発声を伴う活動については、飛沫が飛ぶおそれのあるような大声や一斉で行うようなことはしない。

4 保護者との連携

学校内で感染拡大を防ぐためには、ウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには、各家庭との連携が不可欠である。

そのため、家族も含めた登校前の健康観察や休日を含めた生徒のみの会食やカラオケの自粛、20時以降の不要不急の外出は控えること及び各家庭においても感染予防に努めていただくよう保護者等に依頼する。

※本対応については、「緊急事態措置を受けた県立学校の対応について（通知）」（2知教第1376号 令和3年1月14日）を参考に作成した。本対応にない事項については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）（2知教第1368号 令和3年1月13日）など各通知等参照すること。